

内容見本  
(B5判縮小)

76 第2章 遺産分割

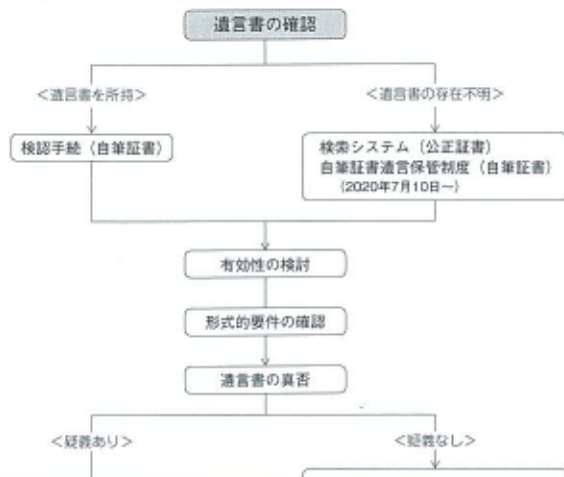
(4) 預貯金の一部払戻しを検討する

◆早期に預貯金の引出しが必要になる場合  
遺産分割協議が調わない場合に遺産分割調停を申し立てることになりますが、遺産分割が成立するまでの間、被相続人の医療費等の債務の支払、葬儀費用の支払や、被相続人から生活費の援助を受けていた相続人の生活費の支払などの事情により、預貯金の支払を受けたい事情が生じることがあります。  
従前、葬儀費用などの支出などの場合、金融機関の任意の対応により一部の支払が

第2 遺言の有効性と効力を検討する 167

第2 遺言の有効性と効力を検討する

<フローチャート～遺言の有効性>



第2 遺言の有効性と効力を検討する 193

【参考書式22】遺言書検認申立書

遺言書検認申立書

令和〇年〇月〇日

〇〇家庭裁判所 御 申

申立人代理人弁護士 乙 山 春 男 様

(申立人の表示 略)  
(遺言者の表示 略)

申立ての趣旨  
遺言者の自筆証書による遺言書の検認を求めます。

申立ての理由

252 第4章 配偶者保護制度と特別寄与制度

とに着目し、相続期間満了後に得られる負担のない土地所有権の価額を現在価値に引き直すことによって、その価額を算出する方法です。

(乙説) 土地利用権割合を利用する方法  
配偶者居住権付土地所有権の価額  
= 土地の評価額(固定資産税評価額) × (1 - 土地利用権割合)  
ここで使う土地利用権割合は、借地権割合ではなく、地上権割合です。借地権割合では、存続期間の長さが反映されないため、残存期間に応じて評価される地上権を使用します(相続23)。  
なお、土地については、固定資産税評価額と実勢価格に乖離がありますので、より適正な評価額(公示価格等)を利用することが考えられます。

ケーススタディ

- Q マンションの場合で、次の条件の配偶者居住権の価額はどれになりますか。(部会資料参照)  
築20年、鉄筋コンクリート造、固定資産税評価額1,000万円、配偶者居住権の存続期間終身、妻の年齢70歳
- A 次のように計算します。  
鉄筋コンクリート造の耐用年数47年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令) 70歳女性の平均余命19.81年×20年  
法定利率年3% (債権法改正後)の20年のライブニッツ係数0.554  
ア 配偶者居住権付建物所有権の価額

第1 相続税申告の準備をする 3

続して適用され、暦年課税の適用に変更することはできません。なお、相続時精算課税を選択するには、贈与者と受贈者の年齢や両者の親等について一定の要件が定められています。

- ② 相続税と相続時精算課税  
相続時精算課税の制度を利用した贈与については、期間に関係なく、無制限に総財産に取り込まれます(相続21の15)。相続時精算課税の適用を受けた者が、相放棄したり、相続財産を全く取得しない場合でも、相続税の納税義務者として、相続時精算課税によって取得した財産について相続税の課税を受けます(相続21の16)。なお、相続時精算課税の適用を受ける年以前にも贈与を受けていた場合、それが相続開始3年以内の贈与である場合には、その贈与は相続開始前3年以内の贈与として加算の対象となります。

アドバイス

○特別受益の取扱い  
特別受益者の相続分とは、遺贈や生前贈与により取得した財産を相続財産の前渡しと考え、それを相続財産に加えて相続分を計算することによって相続人間の公平を図ろうとする制度です。被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に特別受益者が贈与を受けた財産の価額を加えたもの(控除し)を相続財産とみなし、それに法定相続分を乗じ、その金額から特別受益財産の価額を控除して計算します(相続23)。  
特別受益財産については年数も対象も制限なく、生前に贈与されたものであれば、特別受益として持戻しの対象となるとされていましたが、改正民法では、配偶者の居住の保護の観点から、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の方に対し、その自宅を遺贈または贈与したときには、被相続人は特別受益の計算において、持戻しを免除したものと推定されることになりました(相続23)。  
相続税額の計算でも生前贈与財産は相続財産に加算されますが、民法上は特別受益

相続事件を適時・適切に処理するために!

# 遺産相続事件処理マニュアル

共編 仲 隆(弁護士)・浦岡 由美子(弁護士)

相談・受任、前提問題の整理から、遺産分割協議、調停や審判等の裁判手続、相続後の税金処理までの流れを詳解!



改正相続法に対応した最新版!

- ◆事件処理の流れをフローチャートで示した上で、業務遂行上のポイントを説明した実践的なマニュアル書。
- ◆相続財産管理人や遺言執行者の業務など、付随する実務も収録。
- ◆申立書・訴状例なども多数掲載。ケーススタディでは、特別受益の持戻しや寄与分の額を計算例で解説。

B5判・総頁386頁  
定価 4,730円(本体4,300円) 送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

電子書籍も発売!!

〈電子版〉  
定価 4,290円(本体3,900円)

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3196 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8568 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2020.12) 51000931

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



